

焼津市告示第294号

令和7年度焼津市事業承継支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月19日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市事業承継支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、後継者が不在の市内中小企業者等による円滑な事業承継の推進を支援することにより、それが有する技術及びサービス並びに雇用の喪失を防止し、地域産業の振興及び発展を図るため、事業承継支援事業を実施する事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である会社であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に事業所（事務所、店舗等を含む。）を有すること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 第4条の規定に基づく交付申請の日現在、当該会社の成立の日から30年を経過したものであること。

エ 事業を営む役員のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

オ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

カ 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないと認めたものでないこと。

(2) 事業承継事業 市内中小企業者等の経営者が行う次に掲げる事業をいう。

ア 市内中小企業者等が有する既存の経営資源を活用することを目的として、当該中小企業者等又はその事業の経営権を移転する取引を行う事業

イ 経営者の親族又は当該中小企業者等の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいう。）、使用人その他の従業員若しくは構成員又は第三者に当該市内中小企業者等の事業を引き継ぐ事業（アに掲げる事業を除く。）

(3) 商工団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、事業承継事業とする。

2 補助対象経費は、令和7年4月1日以降に生じた事業承継事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとし、クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

3 補助額は、前項に規定する補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を限度とする。ただし、水産加工業に係る事業承継事業にあつては、300万円を限度とする。

4 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、焼津市事業承継支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書(第4号様式)
- (4) 設備の導入及び改修に係る経費の見積書又はその写し
- (5) 登記事項証明書
- (6) 事業承継確認書(申請者が実施する事業承継事業に対し、商工団体その他の事業承継事業に係る当事者以外の者が支援、関与等していることが確認できる書類及びこれに相当するものと市長が認める書類をいう。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、焼津市事業承継支援事業補助金審査委員会にて、その内容を審査し、評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を参酌し、補助金の交付を決定したときは焼津市事業承継支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により、不交付を決定したときは焼津市事業承継支援事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定に際し、次のとおり条件を付すものとする。

- (1) 事業内容の変更を行う場合において、次に該当するときは、市長の承認を受けること。
  - ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減
  - イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿、契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(4) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(不動産及びその従属物を含む。)を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、処分し、又は担保の用に供す場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(5) 国又は他の地方公共団体による他の補助制度と重複して補助金の交付を受けてはならないこと。

(6) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請事項の変更)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請事項を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに焼津市事業承継支援事業補助金変更(中止・廃止)等承認申請書(第7号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を焼津市事業承継支援事業補助金変更(中止・廃止)等承認通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の施行について報告を求め、又は市長の命じた職員をして事業の状況及び書類、帳簿その他必要な物件を実地検査させることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに、焼津市事業承継支援事業補助金実績報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第3号様式)

(2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(3) 補助対象事業の実施過程が確認できる資料(書類、写真等)

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、焼津市事業承継支援事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、焼津市事業承継支援事業補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提

出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第5条第3項に規定する補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(4) その他市長がこの要綱に基づく補助対象者として適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	内容
事業承継を契機とした設備投資に係る経費	<p>事業承継を契機とし、市内中小企業者等が負担する次に掲げる経費とする。ただし、新規設備の導入に伴う既存設備の解体、処分又は廃棄に係る経費は、補助の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械又は装置の購入に要する経費</li> <li>2 器具又は備品の購入に要する経費</li> <li>3 機械又は装置の輸送に要する経費</li> <li>4 機械又は装置の設置に要する経費</li> <li>5 内装・外装工事に伴う既存設備の改修に要する経費</li> </ol>
事業承継の戦略策定に係る経費	<p>初期診断、課題分析、コンサルティング、事業承継計画の作成及び企業価値の算出に係る経費とする。</p>
事業承継を契機とし、又は事業承継を目的として従業員の雇用を維持する経費	<p>事業承継を契機とし、又は事業承継を目的として既存事業を継続発展・多角化させるために雇用することが必要な従業員に対し支払う給料、報酬等の人件費（各種手当に相当する額を除き、30万円を上限とする。）とする。ただし、雇用する従業員が、事業承継事業を行う経営者の1親等以内の親族である場合は、補助の対象としない。</p>